

# 厚生労働省 化学災害・テロ対策に関する検討会

## 化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書

化学災害・テロ発生時に医師・看護師等以外の現場対応者が自動注射器による神経剤解毒剤投与を行う際の考え方や方法を整理



本研修は医師・看護師以外の現場対応者による自動注射器の運用を想定して構成

- 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について」  
(科発1129第1号 令和元年11月29日)
- 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法条の解釈について」  
(医政医発1129第1号 令和元年11月29日)

# 自動注射器の使用と医師法

有機リン系農薬やサリン・VX等の神経剤等による化学災害・テロ（以下、「当該事案」という。）による集団的な被害が発生し、その被害者（以下、「対象者」という。）の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、医師及び看護職員以外の実働部隊の公務員（消防隊員、警察官、海上保安官及び自衛官）が、その公務として、その解毒剤（アトロピン及びオキシム剤）の自動注射器を使用する場合において、医師法上の解釈は、以下の通りと考えられる。

1. 対象者に対する当該自動注射器の使用については、医行為に該当するものであり、非医師等が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法第17条に違反する。
2. 一般的に、法令もしくは正当な業務による行為及び自己又は他人の生命、身体に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は違法性が阻却され得る。

# 自動注射器の使用と医師法

3. 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、**少なくとも以下の5つの条件を満たす場合には、医師法第17条における違法性が阻却されると考えられる。**

- ① 当該事案の発生時に、**医師等による速やかな対応を得ることが困難**であること。
- ② 対象者の**生命が危機に瀕した重篤な状況**であることが明らかであること。
- ③ **自動注射器の有効成分が対象者の症状緩和**に医学的に有効である蓋然性が高いこと。
- ④ 自動注射器の使用者については、**定められた実施手順に従った対応**を行うこと。
- ⑤ 自動注射器については、**簡便な操作で使用でき、誤使用の可能性が低い**こと。

4. 実施手順に従った対応を確実にを行うため、**使用者はその使用に必要な講習を受けていることが望ましい。**

# 本日の予定

## ● 講義

- ① 化学災害・テロ総論
- ② 神経剤等の化学物質について
- ③ 神経剤等の化学物質の曝露に対する医療
- ④ 自動注射器の使用判断モデル

## ● 実習

- ① 使用判断モデル実習
- ② 自動注射器使用実習

\* 使用判断や使用手順はあくまでも目安、例であり、必ずしも同一の方法でなくても良い

## ● 評価